

令和2年8月28日

JAバンク岩手

特殊詐欺被害の未然防止に向けたキャッシュカードの利用制限について

JAバンク岩手では、特殊詐欺被害を防止するため、80歳以上のお客さまを対象に、下記のとおりキャッシュカードによるATMでのお取引を一部制限させていただくことといたしました。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、言葉巧みにキャッシュカードや暗証番号をだまし取るといった「すり替え型」の詐欺が増加するなど、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

満80歳以上の個人のお客さま

2. 利用制限について

上記1. に該当するお客さまは、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」の限度額を20万円とさせていただきます。

※利用制限の判定は口座単位で行います。なお、限度額を20万円より少ない金額で既にお申込みされているお客さまは、その金額が適用されます。

3. 利用制限の開始日

令和2年10月21日（水）

4. その他

対象となったお客さまで、キャッシュカードの利用制限を希望されないお客さまは、平日の営業時間内にお届印、ご本人を確認できる書類（運転免許証等）、通帳をご持参のうえ、お取引のあるJA口座開設店までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
JA岩手県信連 JAバンク統括部推進企画班
担当：高橋 TEL：019-626-8780